

議案第31号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表11の項中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同表51の項を54の項とし、50の項の次に次のように加える。

51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円 （エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下こ	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外
----	---	--------------------	---	---------	--

の項において
「評価機関審査」という。)を受けた場合
にあつては、
9,000円)

(2) 住宅の戸数
が2戸以上5
戸以内のもの

84,800円

(調査機関審査
又は評価機関
審査を受けた
場合にあつて
は、14,500
円)

(3) 住宅の戸数
が6戸以上10
戸以内のもの

118,000円

(調査機関審査
又は評価機関
審査を受けた
場合にあつて
は、22,400
円)

(4) 住宅の戸数
が11戸以上の
もの

164,000円

(調査機関審査
又は評価機関
審査を受けた
場合にあつて
は、35,000
円)

ロ 共同住宅の
用途に供する
一の建築物を
単位として認
定を申請する
場合 イ(2)か
ら(4)までに掲
げる当該申請
に係る1棟の
建築物の共同
住宅の戸数の
区分に応じ、
それぞれイ(2)
から(4)までに
定める金額

の用途に供
する部分を
有する一の
建築物を単
位として認
定を申請す
る場合は、
それぞれの
部分につき
この項の第
4欄のロ及
びハに規定
する金額を
合計した金
額とする。

ニ ロ又はハ
の場合にお
いて、同一
の建築物に
係るこの項
の第4欄の
イを同時に
申請する場
合は、当該
イの申請に
係る手数料
は、徴収し
ない。

ホ 法第54条
第2項の規
定による申
し出をする
場合にあつ
ては、この
項に規定す
る金額に6
の項の規定
により算定
した金額を
加算した金
額とする。

			<p>に、129,000円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 （調査機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 457,000円 （調査機関審査を受けた場合にあつては、35,000円）</p>		
52	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る低炭素建築物新築等計画についての構造計算適合性判定に準ず	低炭素建築物新築等計画に係る構造計算適合性判定手数料	6の項の規定により算定した金額	申出を行うとき	

	る判定				
53	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1 戸又は1棟につき1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 （エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、9,000円） (2) 住宅の戸数が2戸以上5	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分の有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分の有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに

	<p>戸以内のもの 49,700円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 70,200円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円)</p> <p>(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 99,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ (2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額</p>	<p>規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>
--	--	---

		<p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>151,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>245,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、35,000円)</p>	
--	--	---	--

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。